登録番号	氏名
101913	亀山　修
203034	重川　和弘
206977	塩谷　護
209382	小俣　雅充
211083	伊達　敏郎
211706	山崎　泰央
213418	藤嶋　貴
402592	中谷　和雄
408063	山中　友也
408065	上村　圭介
408067	流石　学
408069	笠置　晶
408071	髙橋　優
408073	前川　晃廣
408075	中嶋　康成
408077	金田真一郎
408079	金岡　諭史
408081	小鷹　健士
408083	進藤　智彦
408085	佐竹　孝三
408087	長尾　健一
408089	釜戸　光雄
408091	郡　淳一
408093	(大原鉴規)
408095	大石　英雄
408097	石塚　淳
408099	藤村　孝志
408101	川村　純
408103	新居　久朋
408105	浅井　辰彦
408107	新居　圭子
408109	江﨑　強志
408111	大富部廃仁
408113	伊東　康夫
408115	太田佐和子
408117	岡田　英樹
408119	東槇　伸幸
408121	沼田　大輔
408123	中村　佳織
408125	進藤　良一
408127	堀　健芳
408129	針谷　友久
408131	吉野　和志
408133	山田　哲也
408135	白木　康成
408137	小島　進
408139	今森　宏和
408141	仲間　良雄
408143	福岡　和英
408074	晃廣
408076	康成
408078	金田真一郎
408080	諭史
408082	健士
408084	智彦
408086	孝三
408088	健一
408090	光雄
408092	淳一
408094	鉴規
408096	英雄
408098	淳
408100	孝志
408102	純
408104	久朋
408106	辰彦
408108	圭子
408110	強志
408112	廣夫
408114	康夫
408116	和子
408118	英樹
408120	伸幸
408122	大輔
408124	佳織
408126	良一
408128	健芳
408130	友久
408132	和志
408134	哲也
408136	中村　直利
408138	茨木　達也
408140	黒田　光力
408142	濵田　純一
408072	善隆
408074	勇
408076	正樹
408078	範行
408080	遼
408082	欣
408084	正敏
408086	典久
408088	隆也
408090	正弘
408092	哲
408094	俊一
408096	梢
408098	勝己
408100	亮
408102	毅
408104	英人
408106	賢宏
408108	由紀
408110	英夫
408112	雅夫
408114	博司
408116	裕之
408118	隆男
408120	力
408122	洋一
408124	野生
408126	誠
408128	耕一
408130	圭一
408132	貴輝
408134	実
103856	幹委
204869	郁宏
208762	隆明
209542	一昭
211344	千草
211740	宏
214078	光俊
402062	佐和
408064	大曽根俊一
408066	靖雅
408068	潤
408070	柘野
408072	服部
408074	勇
408076	正樹
408078	範行
408080	遼
408082	欣
408084	正敏
408086	典久
408088	隆也
408090	正弘
408092	哲
408094	俊一
408096	梢
408098	勝己
408100	亮
408102	毅
408104	英人
408106	賢宏
408108	由紀
408110	英夫
408112	雅夫
408114	博司
408116	裕之
408118	隆男
408120	力
408122	洋一
408124	野生
408126	誠
408128	耕一
408130	圭一
408132	貴輝
408134	実
103856	幹委
204869	郁宏
208762	隆明
209542	一昭
211344	千草
211740	宏
214078	光俊
402062	佐和
408064	大曽根俊一
408066	靖雅
408068	潤
408070	柘野
408072	服部
408074	勇
408076	正樹
408078	範行
408080	遼
408082	欣
408084	正敏
408086	典久
408088	隆也
408090	正弘
408092	哲
408094	俊一
408096	梢
408098	勝己
408100	亮
408102	毅
408104	英人
408106	賢宏
408108	由紀
408110	英夫
408112	雅夫
408114	博司
408116	裕之
408118	隆男
408120	力
408122	洋一
408124	野生
408126	誠
408128	耕一
408130	圭一
408132	貴輝
408134	実
103856	幹委
204869	郁宏
208762	隆明
209542	一昭
211344	千草
211740	宏
214078	光俊
402062	佐和
408064	大曽根俊一
408066	靖雅
408068	潤
408070	柘野
408072	服部
408074	勇
408076	正樹
408078	範行
408080	遼
408082	欣
408084	正敏
408086	典久
408088	隆也
408090	正弘
408092	哲
408094	俊一
408096	梢
408098	勝己
408100	亮
408102	毅
408104	英人
408106	賢宏
408108	由紀
408110	英夫
408112	雅夫
408114	博司
408116	裕之
408118	隆男
408120	力
408122	洋一
408124	野生
408126	誠
408128	耕一
408130	圭一
408132	貴輝
408134	実

○経済産業省告示第二百十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年九月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月二十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

登録番号	（変更前）	（変更後）
40525	府中　美穂	松井　美穂
40549	中尾　桂子	梨子田桂子

○経済産業省告示第二百二十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月二十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

登録番号	氏名
403071	杉原伸太朗

○国土交通省告示第千七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、やらたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年九月二十九日

（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県やらたま市北区宮原町二丁目四十二番地七　独立行政法人都市再生機構大宮西部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○中部地方整備局告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	平野　哲男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年九月一日

○四国地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百七十七号	丸亀市綾歌町岡田上字今滝三七七番一から香川県仲多度郡まんのう町羽間字羽間二九五一番八地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十二年九月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	原田　達雄

(2)　変更年月日

平成二十二年八月十六日

○四国地方整備局告示第九十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之